

平成 28 事務年度「金融行政方針」のトピックス

金融機関等には、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）の確立・定着が求められます

金融行政方針の公表

金融庁は、平成 28 年 10 月 21 日に、平成 28 事務年度の「金融行政方針」を公表しました。

これは、金融庁が 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融レポート」における課題認識を踏まえ、平成 28 年事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかをとりまとめたものです。

金融庁は、金融を取り巻く環境が急激に変化する中、市場メカニズムを適切に発揮させ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すためには、以下の変革が必要としています。

- ① 金融当局・金融行政運営の変革
- ② 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換
- ③ 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

金融機関等には「顧客本位の業務運営」（フィデューシャリー・デューティ）の確立・定着が求められます

金融庁は、フィデューシャリー・デューティの概念は、信託契約等に基づく受託者が負うべき義務に止まらず、他者の信任に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として捉えるべきとしています。その概念のもと、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等のインベストメント・チェーンに含まれる全ての金融機関等は、顧客本位の業務運営（最終的な資金提供者・受益者の利益を第一に考えた業務運営）を行うためのベスト・プラクティスを不断に追求し、実行することが必要で、その顧客の利益のための行動が、家計の安定的な資産形成を促進するとしています。

また、金融庁は、金融機関の経営環境が厳しさを増している中では、各金融機関が、問題意識を持って自らのビジネスモデルを検証し、それぞれが自主的な創意工夫の下、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを行うことを求めています。

金融機関にとって、顧客本位の良質なサービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、結果として金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するという取組み（顧客との「共通価値の創造」の構築）を行うことが、持続可能なビジネスモデルの一つの有力な選択肢となります。すなわち、金融機関自身の存続や成長のためにも、顧客本位の業務運営に対する取組みが必要と考えられます。

一方、金融庁も、金融を取り巻く環境変化に金融行政が遅れをとらず、将来を見据えて金融サービスの質の向上や市場の発展を実現していくために、金融庁自身や金融行政運営のあり方を変えていくとしています。例えば、個々の金融機関の状況に応じて行う動的な監督や、金融機関の創意工夫を促す対話といった手法を活用するといった、検査・監督のあり方の見直しや、優良金融機関の表彰制度の創設等の推進といった、顧客から金融機関の行動や取組みが良く見えるようにする「見える化」により、金融機関の競争を促すことなどが挙げられます。

「金融行政方針」における保険会社に対する具体的重点施策

少子高齢化の進展、貯蓄・投資手段の多様化、低金利環境の継続等、保険業を取り巻く経営環境が大きく変化しつつある中、保険会社には、顧客利益につながる持続可能な収益構造や事業の戦略の構築が求められています。

金融庁は、金融行政方針において、金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等に向けた保険会社に対する具体的重点施策として、以下のものを挙げています。

項目	着眼点
保険会社のビジネスモデル	環境が大きく変化する中で、顧客のニーズに応えつつ持続可能なものとなっているか。
リスク管理や資産運用の高度化のあり方	長期の保険負債を持つという特徴がある中で、保険負債の質の改善を視野に入れつつ、リスク管理と一体となった資産運用の最適化の観点からどのような取組を行っているか。また、どのような経済・市場の急激な変化の可能性(ストレスシナリオ)を想定し、どのような対応を行うか
統合的リスク管理(ERM)の高度化	将来の保険金を確実に支払えるよう充実した自己資本を保つための健全性に対する取組みだけでなく、保険契約者や株主に対して適切に利益を還元するために、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上を図るような収益力の向上に関する取組みを実施しているか
ガバナンス機能の発揮	M&A 事例を題材とした大手生損保各社のガバナンス機能の発揮状況の検証のフォローアップ。特に、相互会社形態の保険会社について、経営陣が自社のビジネスのリスクを踏まえながら、どのように経営資源を投入し、どのような考え方で重要課題に対する意思決定を行っているか。
改正保険業法の対応	改正保険業法により導入された顧客に対する情報提供義務、顧客の意向把握・確認義務などについて、各保険会社や保険募集人において顧客本位の取組みが行われているか。

上記以外の金融機関共通に求められる対応

また、「金融行政方針」における金融機関共通に求められる対応として、以下のものが挙げられます。

FinTech への対応

FinTechに代表される金融・IT融合の動きは金融業・市場に変革をもたらしつつあります。その進展に伴い金融の将来的な姿が大きく変貌する可能性がある中で、既存の金融機関にとっては、これまで担ってきた業務が分化される(アンバンドリング化)等、サービス分野における構造的な変化が進展しつつあり、機動的な対応が図られなければ競争力の顕著な低下を招くおそれがあります。

このため、金融機関は、組織・人材・システム等の見直しも含め、変革に向けた果敢な意思決定を行うことで、ITの進展を戦略的に取り込んでいくことなど、フォワードルッキングな対応を図っていくことが重要です。

サイバーセキュリティの強化

金融分野におけるサーバー攻撃の高度化が進む中、サーバー攻撃により金融機関や金融市場インフラ機能が停止する等のリスクが増大しており、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のための喫緊の課題となっています。

このため、各金融機関は、10月に行われたサイバーセキュリティ演習や金融機関同士の情報共有などを踏まえてサイバーセキュリティ管理態勢の向上を図っていくことが重要です。

【デロイトトーマツグループの関連サービス】

デロイトトーマツグループでは、保険会社からのニーズに対応できる体制を整え、専門家によるサービスを提供することができます。提供可能な上記項目に関連する主なサービスは下表のとおりです。詳細につきましてはお問い合わせください。

項目	デロイトトーマツグループが支援できるサービス
統合的リスク管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ■ ERMの実践的活用のための高度化支援 (RAF(リスクアペタイト・フレームワーク)構築支援、ダッシュボードの高度化支援等) ■ 内部リスクモデル構築・高度化支援 ■ ERMの内部監査のコソーシング ■ ORSAレポート作成支援 ■ ORSAプロセスの外部評価 ■ リスクカルチャー醸成、コンダクトリスク管理の取組支援 ■ 分散処理コンピューティングによる高速数理モデル構築支援
ガバナンス機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ■ グループ内部監査態勢の整備・高度化支援 ■ 海外子会社等のガバナンス・高度化支援 ■ グループITガバナンスの構築・高度化支援 ■ 取締役会の自己評価支援
Fintechへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレマティクス・プレディクティブモデリング等の先進的保険商品開発の支援 ■ ブロックチェーン勉強会、実証実験の実施支援 ■ AI、データ分析導入・活用支援 ■ FinTech全般勉強会、新規事業開発支援
サイバーセキュリティの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ サイバーセキュリティ対応態勢の評価 ■ サイバー攻撃の24時間・365日監視サービス

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

成清 智也 tomoya.narikiyo@tohatsu.co.jp

牧野 健一 kenichi.makino@tohatsu.co.jp

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

Tel 03-6213-1163 Fax 03-6213-1186

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.